

十 十 十 十
六 五 四 三

十一

—

払込場所 償還期限

第二期以降の利子

初期和子

令和十一年七月十五日
額面金額百円につき百円
令和元年七月十六日
日本銀行の本店又は支店

(一) 中途換金の買取りは、令和二年七月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

（二） 和三年一月十五日前までの間の場合の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

令和三年一月十五日以後の

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子に相当する金額 \times われた利子に相当する金額)

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
（昭和二十七五年法律第七十三号）
第二十一条の四第一項に規定す
る特定障害者扶養信託契約の受
益者及び所得税法等の一部を改
正する法律（平成二十五年法律
第五号）第三条の規定による改
正前の相続税法第二十一条の四
第一項に規定する特別障害者扶

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行